

## 秘密指定解除

外交記録・情報公開室



## 対韓無償供与金額の現価について

37. 10. 9

北東アジア課

対韓無償供与金額が2.5億ドルまたは3億ドルと決つた場合、この金額から日本の対韓焦付債権4,573万ドルを差引いたものを、毎年2,500万ドルまたは3,000万ドルずつ支払うと仮定し、年6分の複利計算によりこれを現価を算出すれば次のとおりである。

(i) 無償供与2.5億ドルの場合(焦付債権を差引けば実際の支払額は2億0427万ドルとなる)

(1) 年2,500万ドルずつ8年間、9年目は427万ドル支払う場合 1億6,722万ドル

(ii) 年3,000万ドルずつ6年間、7年目は

~~2,427万ドル支払う場合 1億7,348万ドル~~

(2) 無償供与3億ドルの場合（焦付債権を差引ければ実際の支払額は~~2億5,427万ドル~~となる）

(1) 年~~2,500万ドル~~<sup>10</sup>10年間、11年目は

~~427万ドル支払う場合 1億9,741万ドル~~

(11) 年~~3,000万ドル~~ずつ8年間、9年目は

~~1,427万ドル支払う場合 2億0,642万ドル~~